株式会社全銀電子債権ネットワーク　業務規程

新	旧
第１章　総則 （定義） 第２条 ～省略～ 二十七　特定記録機関変更記録　提携記録機関を変更前電子債権記録機関、当会社を変更後電子債権記録機関とする記録機関変更記録をいう。 二十八　でんさいライト　当会社が直接運営および管理を行う、電子記録の請求および開示のためのインターネット・サービスをいう。	第１章　総則 （定義） 第２条 ～省略～ 二十七　特定記録機関変更記録　提携記録機関を変更前電子債権記録機関、当会社を変更後電子債権記録機関とする記録機関変更記録をいう。
第４章　利用者 第１節　総則 （当会社の利用） 第 11 条 ～省略～ ２　利用者は、次に掲げるいずれかの方法により、当会社を利用しなければならない。ただし、第 28 条第１項または第 2 項に該当する場合は、当該各項の定めるところによる。 一　窓口金融機関が定めるところにより窓口金融機関を通じて利用する方法 二　でんさいライトにより利用する方法 ３　利用者は、窓口金融機関が定めるところにより、前項の利用方法を変更することができる。 ４　個人である利用者（保証人等を除く。）は、事業以外の目的で当会社を利用することができない。 ５　利用者は、自らの判断と責任において当会社を利用するものとする。 ６　利用者が第４項の規定に反して当会社を利用したことにより他の利用者、当会社または参加金融機関に生じた損害については、当該利用者がその責任を負うものとする。	第４章　利用者 第１節　総則 （当会社の利用） 第 11 条 ～省略～ ２　利用者は、第 28 条第１項に規定する場合を除き、窓口金融機関が定めるところにより、当該窓口金融機関を通じて、当会社を利用しなければならない。 ３　個人である利用者（保証人等を除く。）は、事業以外の目的で当会社を利用することができない。 ４　利用者は、自らの判断と責任において当会社を利用するものとする。 ５　利用者が第３項の規定に反して当会社を利用したことにより他の利用者、当会社または参加金融機関に生じた損害については、当該利用者がその責任を負うものとする。
第２節　利用契約 （利用契約の締結要件） 第 12 条 ～省略～ ３　保証利用限定特約を締結する利用者は、第１項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全部を満たせば足りる。 一　第１項第２号から第６号までに掲げる要件の全部を満たすこと 二　消費者契約法第２条第２項に規定する事業者に準ずる個人（事業のために電子記録保証人となろうとする者に限る。）または保証人等であること 三　でんさいライトの利用契約でないこと 四　参加金融機関が認めた者であること	第２節　利用契約 （利用契約の締結要件） 第 12 条 ～省略～ ３　保証利用限定特約を締結する利用者は、第１項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全部を満たせば足りる。 一　第１項第２号から第６号までに掲げる要件の全部を満たすこと 二　消費者契約法第２条第２項に規定する事業者に準ずる個人（事業のために電子記録保証人となろうとする者に限る。）または保証人等であること 三　参加金融機関が認めた者であること
（利用申込） 第 13 条 ～省略～ ３　前項の審査の結果、当会社および参加金融機関が申込者との間で利用契約を締結する場合には、参加金融機関は、遅滞なく、利用者登録をし、でんさいライトの利用契約の場合は当会社が、それ以外の場合は参加金融機関が、申込者に対し、利用者番号、利用開始日その他業務規程細則で定める事項を通知するものとする。	（利用申込） 第 13 条 ～省略～ ３　前項の審査の結果、当会社および参加金融機関が申込者との間で利用契約を締結する場合には、参加金融機関は、遅滞なく、利用者登録をし、申込者に対し、利用者番号、利用開始日その他業務規程細則で定める事項を通知するものとする。
第５章　電子記録通則 第１節　総則 （電子記録の請求制限等） 第 22 条 ～省略～ 十一　利用契約において利用者が第 30 条第１項第９号および第 31 条第１項第７号に掲げる電子記録の日の指定を行わない旨定めた場合　当該指定をしない電子記録	第５章　電子記録通則 第１節　総則 （電子記録の請求制限等） 第 22 条 ～省略～ 十一　利用契約において利用者が第 30 条第１項第９号および第 31 条第１項第７号に掲げる電子記録の日の指定を行わない旨定めた場合　当該指定をしない電子記録

新	旧
十二　利用契約がでんさいライトの利用契約である場合 単独保証記録以外の電子記録 ～省略～	～省略～
第２節　電子記録の請求方式等 （電子記録の請求） 第 23 条 　発生記録、譲渡記録または保証記録の請求は、当会社または窓口金融機関が定めるところにより、第 26 条または第 27 条に定めるところに従ってそれぞれの電子記録の請求に必要な事項を当会社に提供してしなければならない。 ２　前項の電子記録および特定記録機関変更記録以外の電子記録の請求は、当会社または窓口金融機関が定めるところにより、次章に定めるところに従って電子記録の請求に必要な事項を当会社に提供してしなければならない。 ～省略～	第２節　電子記録の請求方式等 （電子記録の請求） 第 23 条 　発生記録、譲渡記録または保証記録の請求は、窓口金融機関が定めるところにより、第 26 条または第 27 条に定めるところに従ってそれぞれの電子記録の請求に必要な事項を当会社に提供してしなければならない。 ２　前項の電子記録および特定記録機関変更記録以外の電子記録の請求は、窓口金融機関が定めるところにより、次章に定めるところに従って電子記録の請求に必要な事項を当会社に提供してしなければならない。 ～省略～
（当会社による電子記録および通知） 第 25 条 ～省略～ ２　当会社は、前項の電子記録（口座間送金決済による支払等記録、分割記録、第 34 条第１項各号に掲げる事項に係る変更記録および信託の電子記録を除く。）をした場合には、遅滞なく、当会社または窓口金融機関が定めるところにより、当該電子記録の内容（特定記録機関変更記録以外の記録機関変更記録をしない旨を除く。）について当会社から直接または窓口金融機関を通じて業務規程細則で定める利用者に通知する。ただし、当会社は、特定記録機関変更記録および業務規程細則で定める電子記録をした場合には、窓口金融機関を通じて、業務規程細則で定める通知方法で、業務規程細則で定める通知内容を、業務規程細則で定める利用者に通知する。 ～省略～	（当会社による電子記録および通知） 第 25 条 ～省略～ ２　当会社は、前項の電子記録（口座間送金決済による支払等記録、分割記録、第 34 条第１項各号に掲げる事項に係る変更記録および信託の電子記録を除く。）をした場合には、遅滞なく、窓口金融機関が定めるところにより、当該電子記録の内容（特定記録機関変更記録以外の記録機関変更記録をしない旨を除く。）について窓口金融機関を通じて業務規程細則で定める利用者に通知する。ただし、当会社は、特定記録機関変更記録および業務規程細則で定める電子記録をした場合には、窓口金融機関を通じて、業務規程細則で定める通知方法で、業務規程細則で定める通知内容を、業務規程細則で定める利用者に通知する。 ～省略～
（債務者から双方請求をする場合の取扱い） 第 26 条 ～省略～ ４　第１項各号に掲げる電子記録の電子記録権利者は、当該電子記録に係る電子記録義務者に対し、当該電子記録を請求する権限を付与する。この場合において、当会社および当該電子記録権利者の窓口金融機関が認めたときは、同項第１号または第２号に掲げる電子記録の電子記録権利者（利用契約がでんさいライトの利用契約ではない場合に限る。）は、窓口金融機関が定めるところにより、当該電子記録の請求に係る権限を付与する電子記録義務者を制限することができる。 ～省略～	（債務者から双方請求をする場合の取扱い） 第 26 条 ～省略～ ４　第１項各号に掲げる電子記録の電子記録権利者は、当該電子記録に係る電子記録義務者に対し、当該電子記録を請求する権限を付与する。この場合において、当会社および当該電子記録権利者の窓口金融機関が認めたときは、同項第１号または第２号に掲げる電子記録の電子記録権利者は、窓口金融機関が定めるところにより、当該電子記録の請求に係る権限を付与する電子記録義務者を制限することができる。 ～省略～
（債権者から双方請求する場合の取扱い） 第 27 条 ～省略～ ２　単独保証記録の電子記録権利者（利用契約がでんさいライトの利用契約でない場合に限る。）は、当会社に対し、当該単独保証記録の請求をすることができる。 ３　電子記録の請求が本条で規定する方式によるものであった場合には、当会社は、遅滞なく、当会社から直接または窓口金融機関を通じて電子記録義務者に対し、当該請求の内容を通知する。この場合において、当会社および当該電子記録義務者の窓口金融機関が認めたときは、電子記録義務者（利用契約がでんさいライトの利用契約でない場合に限る。）は、窓口金融機関が定めるところにより、自らを電子記録義務者とする前二項の電子記録の請求をすることができる電子記録権利者を制限することができる。 ～省略～ ５　電子記録義務者が、当会社に対し、前項に規定する期間内に同項の請求をしなかった場合および当該期間内に請求しない旨を通知した場合には、第１項および第２項の電子記録の請求は、その効力を失う。この場合において、当会社は、遅滞な	（債権者から双方請求する場合の取扱い） 第 27 条 ～省略～ ２　単独保証記録の電子記録権利者は、当会社に対し、当該単独保証記録の請求をすることができる。 ３　電子記録の請求が本条で規定する方式によるものであった場合には、当会社は、遅滞なく、窓口金融機関を通じて電子記録義務者に対し、当該請求の内容を通知する。この場合において、当会社および当該電子記録義務者の窓口金融機関が認めたときは、電子記録義務者は、窓口金融機関が定めるところにより、自らを電子記録義務者とする前二項の電子記録の請求をすることができる電子記録権利者を制限することができる。 ～省略～ ５　電子記録義務者が、当会社に対し、前項に規定する期間内に同項の請求をしなかった場合および当該期間内に請求しない旨を通知した場合には、第１項および第２項の電子記録の請求は、その効力を失う。この場合において、当会社は、遅滞なく、窓口金融機関を通じて当該電子記録義務者および電子記録権利者に対し、その旨通知する。

新	旧
く、当会社から直接または窓口金融機関を通じて当該電子記録義務者および電子記録権利者に対し、その旨通知する。	
第３節 電子記録の請求に係る特則 （電子記録の請求の特則） 第 28 条 利用者は、当会社が窓口金融機関との間の業務委託契約を解除する場合または災害もしくはシステム障害等により窓口金融機関が参加金融機関業務を遂行することができない状態が継続した場合その他業務規程細則で定める場合には、当会社に対し、当会社が別途指定する方法により、第 22 条第１項第 10 号に定める電子記録に限り請求をすることができる。 ２　でんさいライトの利用者は、災害またはシステム障害等のやむを得ない事情により、電子記録の請求ができない状態が継続した場合には、窓口金融機関が別途指定する方法により、窓口金融機関を通じて第 22 条第 1 項第 12 号に定める電子記録の請求をすることができる。 ３　当会社は、利用者が前項の請求をした場合には、当該請求を受け付ける体制を整備するために必要な期間、当該請求の受付を留保することができる。 ４　当会社は、前項の規定による留保により利用者および参加金融機関に生じた損害について、責任を負わない。	第３節 電子記録の請求に係る特則 （電子記録の請求の特則） 第 28 条 利用者は、当会社が窓口金融機関との間の業務委託契約を解除する場合または災害もしくはシステム障害等により窓口金融機関が参加金融機関業務を遂行することができない状態が継続した場合その他業務規程細則で定める場合には、当会社に対し、当会社が別途指定する方法により、第 22 条第１項第 10 号に定める電子記録に限り請求をすることができる。 ２　当会社は、利用者が前項の請求をした場合には、当該請求を受け付ける体制を整備するために必要な期間、当該請求の受付を留保することができる。 ３　当会社は、前項の規定による留保により利用者および参加金融機関に生じた損害について、責任を負わない。
第 10 章　電子記録の記録事項等の開示 （債権記録に記録されている事項の開示） 第 57 条 次の各号に掲げる者およびその相続人等ならびにこれらの者の財産の管理および処分をする権利を有する者は、法第 87 条および業務規程細則で定めるところにより、当会社に対し、直接または窓口金融機関を通じて、当該各号に定める事項の開示を請求することができる。 ～省略～	第 10 章　電子記録の記録事項等の開示 （債権記録に記録されている事項の開示） 第 57 条 次の各号に掲げる者およびその相続人等ならびにこれらの者の財産の管理および処分をする権利を有する者は、法第 87 条および業務規程細則で定めるところにより、窓口金融機関を通じて、当該各号に定める事項の開示を請求することができる。 ～省略～
第 11 章　手数料 （手数料） 第 61 条 利用者は、当会社の利用に当たって、窓口金融機関に対し、当該窓口金融機関が定める手数料を支払わなければならない。 ２　前項の規定にかかわらず、利用者は、次の各号に掲げる場合には、当会社に対し、当会社が定める手数料を支払わなければならない。 一　第 28 条第 1 項、第 54 条第 3 項、第 57 条第 3 項および第 59 条第 3 項の請求または照会をする場合 二　でんさいライトにより請求をする場合	第 11 章　手数料 （手数料） 第 61 条 利用者は、当会社の利用に当たって、窓口金融機関に対し、当該窓口金融機関が定める手数料を支払わなければならない。 ２　利用者は、第 28 条第１項、第 54 条第３項、第 57 条第３項および第 59 条第３項の請求または照会をする場合には、当会社に対し、当会社が定める手数料を支払わなければならない。
第 13 章　免責 （免責） 第 64 条 ～省略～ ２　窓口金融機関または当会社が、利用者の ID、パスワード等の本人確認のための情報が窓口金融機関または当会社に登録されたものと一致することを窓口金融機関または当会社所定の方法により確認し、相違ないと認めて取り扱った場合には、それらが盗用、不正使用、その他の事故により使用者が利用者本人でなかったときでも、そのために利用者に生じた損害については、当会社および窓口金融機関は責任を負わない。 ～省略～ ８　当会社は、第 10 条、第 11 条第６項、第 22 条第２項、第 25 条第３項、第 28 条第４項、第 45 条、第 56 条および前各項ならびに法第 11 条および法第 14 条に規定する損害以外の当会社の業務に関して参加金融機関または利用者に生じた損害について、当会社に故意または重大な過失がある場合を除き、責任を負わない。	第 13 章　免責 （免責） 第 64 条 ～省略～ ２　窓口金融機関が、利用者の ID、パスワード等の本人確認のための情報が窓口金融機関に登録されたものと一致することを窓口金融機関所定の方法により確認し、相違ないと認めて取り扱った場合には、それらが盗用、不正使用、その他の事故により使用者が利用者本人でなかったときでも、そのために利用者に生じた損害については、当会社および窓口金融機関は責任を負わない。 ～省略～ ８　当会社は、第 10 条、第 11 条第５項、第 22 条第２項、第 25 条第３項、第 28 条第３項、第 45 条、第 56 条および前各項ならびに法第 11 条および法第 14 条に規定する損害以外の当会社の業務に関して参加金融機関または利用者に生じた損害について、当会社に故意または重大な過失がある場合を除き、責任を負わない。

新	旧
第 14 章　雑則 （規定の効力） 第 65 条 利用契約が解約または解除された後においても、第 10 条、第 11 条第６項、第 22 条第２項、第 25 条第３項、第 28 条第４項、第 45 条、第 56 条、前条および本条の規定は、当該利用契約に係る利用者になお有効に適用される。 附則 ～省略～ 附則（西暦 2023 年１月 10 日改正） （施行期日） 第１条　この規程は、西暦 2023 年１月 10 日から施行する。 附則（西暦 2024 年 11 月 18 日改正） （施行期日） 第１条　この規程は、西暦 2024 年 11 月 18 日から施行する。 以　上	第 14 章　雑則 （規定の効力） 第 65 条 利用契約が解約または解除された後においても、第 10 条、第 11 条第５項、第 22 条第２項、第 25 条第３項、第 28 条第３項、第 45 条、第 56 条、前条および本条の規定は、当該利用契約に係る利用者になお有効に適用される。 附則 ～省略～ 附則（西暦 2023 年１月 10 日改正） （施行期日） 第１条　この規程は、西暦 2023 年１月 10 日から施行する。 以　上

株式会社全銀電子債権ネットワーク　業務規程細則

新	旧
第１章　総則 （定義） 第１条 ～省略～ 七　債権者請求方式　規程第 27 条に規定する請求方式をいう。 八　最新債権情報開示　電子記録の記録事項のうち請求時点の債権の金額、支払期日等（分割記録の予約後の記録番号および債権金額を含む）、債務者、債権者、電子記録保証人の情報を開示内容とする開示をいう。 九　全部開示　電子記録の記録事項のうち次に掲げる記録を除くすべての記録を開示内容とする開示をいう。 ①　直近の譲渡記録以外のすべての譲渡記録 ②　訂正および回復の記録 ③　発生記録における特定記録機関変更記録以外の記録機関変更記録をしない旨の記録 ④　業務規程細則に定める特定記録機関変更記録および変更後債権記録に対する変更記録	第１章　総則 （定義） 第１条 ～省略～ 七　債権者請求方式　規程第 27 条に規定する請求方式をいう。
第２章　当会社の業務等 （業務時間および営業日等） 第４条 規程第 5 条に規定する業務時間は、午前 9 時から午後 3 時までの時間とする。ただし、でんさいライトによる電子記録の請求または開示に関する業務時間は、午前 8 時から午後 7 時までとする。 ～省略～	第２章　当会社の業務等 （業務時間および営業日等） 第４条 規程第 5 条に規定する業務時間は、午前 9 時から午後 3 時までの時間とする。 ～省略～
第３章　利用者 （決済口座の種別等） 第６条 規程第 12 条第 1 項第 3 号に掲げる種別は、普通預金口座もしくは普通貯金口座または当座預金口座もしくは当座貯金口座とする。 （でんさいライトを利用する場合における決済口座に係る制限） 第６条の２　利用者が、でんさいライトの利用契約を締結する場合には、1 利用契約ごとに単一の決済口座を定めなければならない	第３章　利用者 （決済口座の種別等） 第６条 規程第 12 条第 1 項第 3 号に掲げる種別は、普通預金口座もしくは普通貯金口座または当座預金口座もしくは当座貯金口座とする。
第５章　電子記録の請求および記録に関する事項 （発生記録の請求の方法等） 第 17 条 ～省略～ ６　規程第 30 条第 1 項第 10 号に規定する事項は、次に掲げる事項とする。 一　債権者および債務者の利用者番号 二　債権者が法人である場合には、代表者の氏名 三　債務者が法人である場合には、代表者の氏名 ７　規程第 30 条第 2 項第 1 号に規定する範囲は、でんさいライトの利用者を債務者とする請求を行う場合は1円以上 100 万円以下、その他の場合は 1 円以上 100 億円未満とする。 ～省略～	第５章　電子記録の請求および記録に関する事項 （発生記録の請求の方法等） 第 17 条 ～省略～ ６　規程第 30 条第 1 項第 10 号に規定する事項は、次に掲げる事項とする。 一　債権者および債務者の利用者番号 二　債権者が法人である場合には、代表者の氏名 三　債務者が法人である場合には、代表者の氏名 ７　規程第 30 条第２項第１号に規定する範囲は、１円以上 100 億円未満とする。 ～省略～
（変更記録の請求の方法等） 第 23 条 ～省略～ ４　前項の規定にかかわらず、発生記録もしくは発生記録に伴う信託の電子記録以外の電子記録または第 33 条に規定する請求の予約がされていないでんさいに係る第 2 項各号に掲げる事項についての変更記録の請求は、債権者（信託の電子記録を削除する旨の請求においては受託者）または債務者の双方が当会社またはそれぞれの窓口金融機関が定めるところによりすることができる。この場合において、規程第 27 条第 3 項から第 5 項までの規定中「電子記録義務者」を「請求の相手方」に	（変更記録の請求の方法等） 第 23 条 ～省略～ ４　前項の規定にかかわらず、発生記録もしくは発生記録に伴う信託の電子記録以外の電子記録または第 33 条に規定する請求の予約がされていないでんさいに係る第 2 項各号に掲げる事項についての変更記録の請求は、債権者（信託の電子記録を削除する旨の請求においては受託者）または債務者の双方が当会社またはそれぞれの窓口金融機関が定めるところによりすることができる。この場合において、規程第 27 条第 3 項から第 5 項までの規定中「電子記録義務者」を「請求の相手

新	旧
読み替えて、それらの規定を準用する。 ５ 前二項の規定にかかわらず、規程第 26 条第 2 項の電子記録権利者である利用者は、当会社または窓口金融機関が定めるところにより、同項に規定する電子記録を削除する旨の変更記録の請求をすることができる。 （債務者請求方式における請求の予約） 第 33 条 電子記録義務者による次に掲げる電子記録の請求において、電子記録義務者の窓口金融機関が認めた場合であって、規程第 30 条第 1 項第 9 号または規程第 31 条第 1 項第 7 号に掲げる電子記録の日が指定されたときには、当会社は、遅滞なく、当該記録の電子記録権利者の利用契約に応じて当会社から直接または窓口金融機関を通じて当該請求の内容を当該電子記録権利者に通知する。 一 発生記録 二 譲渡記録 ～省略～ ３ 当会社は、前項の規定により電子記録義務者または電子記録権利者が第 1 項の請求を取り消した場合には、当該請求に係る電子記録権利者または電子記録義務者の利用契約に応じて当会社から直接または窓口金融機関を通じて当該電子記録権利者または電子記録義務者に対し、その旨通知する。 ～省略～ （債権者請求方式における請求の予約） 第 34 条 電子記録権利者による発生記録の請求において、電子記録権利者の窓口金融機関が認めた場合であって、規程第 30 条第 1 項第 9 号に掲げる電子記録の日が指定されたときには、当会社は、遅滞なく、当該発生記録の電子記録義務者の利用契約に応じて当会社から直接または窓口金融機関を通じて当該請求の内容を当該電子記録義務者に通知する。 ～省略～ ３ 当会社は、前項の規定により電子記録権利者が第 1 項の請求を取り消した場合には、当該請求に係る電子記録義務者の利用契約に応じて当会社から直接または窓口金融機関を通じて当該電子記録義務者に対し、その旨通知する。 ～省略～ ５ 第 1 項の通知を受けた電子記録義務者が、当会社に対し、前項に規定する期間内に同項の請求をしなかった場合および当該期間内に請求しない旨を通知した場合には、第 1 項の請求は、その効力を失う。この場合において、当会社は、遅滞なく、利用契約に応じて当会社から直接または窓口金融機関を通じて電子記録義務者および電子記録権利者に対し、その旨を通知する。 ～省略～ 第９章　電子記録の記録事項等の開示 （債権記録に記録されている事項の開示の請求の方法等） 第 56 条 ～省略～ ２ 次の各号に掲げる開示の請求は、当該各号に定める方法でしなければならない。 一 通常開示 次に掲げる方法 ① 最新債権情報開示 でんさいライトによる請求の場合はでんさいライトを利用する方法、それ以外の場合は窓口金融機関が定める方法 ② 全部開示 窓口金融機関が定める方法 二特例開示　窓口金融機関を通じて書面を当会社に提出する方法 三 残高の開示 次に掲げる方法 ① 請求日より前の日を基準日として指定する場合　窓口金融機関を通じて、当会社所定の書面を当会社に提出する方法 ② 請求日以降の日を基準日として指定する場合　でん	方」に読み替えて、それらの規定を準用する。 ５ 前二項の規定にかかわらず、規程第 26 条第 2 項の電子記録権利者である利用者は、当会社または窓口金融機関が定めるところにより、同項に規定する電子記録を削除する旨の変更記録の請求をすることができる。 （債務者請求方式における請求の予約） 第 33 条 電子記録義務者による次に掲げる電子記録の請求において、電子記録義務者の窓口金融機関が認めた場合であって、規程第 30 条第 1 項第 9 号または規程第 31 条第 1 項第 7 号に掲げる電子記録の日が指定されたときには、当会社は、遅滞なく、当該記録の電子記録権利者の利用契約に応じて当会社から直接または窓口金融機関を通じて当該請求の内容を当該電子記録権利者に通知する。 一 発生記録 二 譲渡記録 ～省略～ ３ 当会社は、前項の規定により電子記録義務者または電子記録権利者が第 1 項の請求を取り消した場合には、当該請求に係る電子記録権利者または電子記録義務者の利用契約に応じて当会社から直接または窓口金融機関を通じて当該電子記録権利者または電子記録義務者に対し、その旨通知する。 ～省略～ （債権者請求方式における請求の予約） 第 34 条 電子記録権利者による発生記録の請求において、電子記録権利者の窓口金融機関が認めた場合であって、規程第 30 条第 1 項第９号に掲げる電子記録の日が指定されたときには、当会社は、遅滞なく、当該発生記録の電子記録義務者の窓口金融機関を通じて当該請求の内容を当該電子記録義務者に通知する。 ～省略～ ３　当会社は、前項の規定により電子記録権利者が第１項の請求を取り消した場合には、当該請求に係る電子記録義務者の窓口金融機関を通じて当該電子記録義務者に対し、その旨通知する。 ～省略～ ５　第１項の通知を受けた電子記録義務者が、当会社に対し、前項に規定する期間内に同項の請求をしなかった場合および当該期間内に請求しない旨を通知した場合には、第１項の請求は、その効力を失う。この場合において、当会社は、遅滞なく、窓口金融機関を通じて電子記録義務者および電子記録権利者に対し、その旨を通知する。 ～省略～ 第９章　電子記録の記録事項等の開示 （債権記録に記録されている事項の開示の請求の方法等） 第 56 条 ～省略～ ２　次の各号に掲げる開示の請求は、当該各号に定める方法でしなければならない。 一　通常開示　窓口金融機関が定める方法 二　特例開示　窓口金融機関を通じて書面を当会社に提出する方法 三　残高の開示　次に掲げる方法 ①　請求日より前の日を基準日として指定する場合　窓口金融機関を通じて、当会社所定の書面を当会社に提出する方法 ②　請求日以降の日を基準日として指定する場合　窓口金融機関を通じて、利用者データ ベースに基準日を登録する方法 ③　定期的な基準日を指定する場合　窓口金融機関を通じて、利用者データベースに定期 的な基準日を登録する方法

新	旧
さいライトによる請求の場合はでんさいライトを通じて、それ以外の場合は窓口金融機関を通じて、利用者データベースに基準日を登録する方法 ③ 定期的な基準日を指定する場合 でんさいライトによる請求の場合はでんさいライトを通じて、それ以外の場合は窓口金融機関を通じて、利用者データベースに定期的な基準日を登録する方法 ３ 前項第１号に掲げる通常開示の請求は、規程第 57 条第１項第１号または第２号に掲げる者およびその相続人等ならびにこれらの者の財産の管理および処分をする権利を有する者でなければすることができない。この場合において、でんさいライトによる請求の場合はでんさいライトを利用して当会社に対し、それ以外の場合は窓口金融機関に対し、次に掲げる情報を提供しなければならない。 一 開示の請求をする者の情報 二 開示を請求するでんさいを特定するための情報 三 その他窓口金融機関が定める情報 ～省略～ ６ 第２項第３号②および③に掲げる残高の開示の請求は、でんさいライトによる請求の場合はでんさいライトを利用して当会社に対し、それ以外の場合は窓口金融機関に対し、次に掲げる情報を提供してしなければならない。 ～省略～ ８ 規程第 57 条第２項に規定する開示の方法は、次の各号に掲げる開示の請求に応じて、当該各号に定める方法とする。 一 第２項第１号に掲げる通常開示 次に掲げる方法 ① 最新債権情報開示 でんさいライトによる請求の場合はでんさいライトのウェブ画面に表示する方法、それ以外の場合は窓口金融機関が定める方法 ② 全部開示 窓口金融機関が定める方法 ～省略～ 附　則 ～省略～ 附則（西暦 2023 年１月 10 日改正） （施行期日） 第１条 この細則は、西暦 2023 年１月 10 日から施行する。 附則（西暦 2024 年 11 月 18 日改正） （施行期日） 第１条 この細則は、西暦 2024 年 11 月 18 日から施行する。 以　上	３　前項第１号に掲げる通常開示の請求は、規程第 57 条第１項第１号または第２号に掲げる 者およびその相続人等ならびにこれらの者の財産の管理および処分をする権利を有する者で なければすることができない。この場合において、窓口金融機関に対し、次に掲げる情報を 提供しなければならない。 一　開示の請求をする者の情報 二　開示を請求するでんさいを特定するための情報 三　その他窓口金融機関が定める情報 ～省略～ ６　第２項第３号②および③に掲げる残高の開示の請求は、窓口金融機関に対し、次に掲げる 情報を提供してしなければならない。 ～省略～ ８　規程第 57 条第２項に規定する開示の方法は、次の各号に掲げる開示の請求に応じて、当 該各号に定める方法とする。 一　第２項第１号に掲げる通常開示　窓口金融機関が定める方法 ～省略～ 附　則 ～省略～ 附則（西暦 2023 年１月 10 日改正） （施行期日） 第１条　この細則は、西暦 2023 年１月 10 日から施行する。 以　上